

中央防波堤内側埋立地への建設発生土受入要領

平成 9年 4月 1日制定
平成18年12月 1日改訂
平成20年 4月 1日改訂
平成21年 4月 1日改訂
平成22年 4月 1日改訂
平成24年 4月 1日改訂
平成25年 4月 1日改訂
平成26年 6月 1日改訂
平成29年 4月 1日改訂
平成29年 5月31日改訂
平成30年 4月 1日改訂
令和 5年 4月 1日改訂
令和 6年 4月 1日改訂
令和 6年12月 1日改訂
東 京 都 港 湾 局

申込受付 東京港埠頭株式会社 技術部計画調整課
〒135-0064 江東区青海二丁目4番24号
青海フロンティアビル10階
U R L <http://www.tptc.co.jp/>
電 話 03-3599-7383
FAX 03-3599-7492
受入管理 建設発生土管理事務所
〒135-0063 江東区有明四丁目8番6号
電 話 03-3529-0281
FAX 03-3529-0283

1 建設発生土受入場所 中央防波堤内側埋立地
江東区海の森三丁目1番4号

2 受入時間及び受入休業日・停止日

(1) 受入時間

昼間 7時30分から17時30分まで

夜間 22時00分から翌日6時00分まで

(2) 受入休業日

日曜日、祝日(祝日振替日を含む。)

8月13日から8月17日まで及び12月29日から翌年1月5日まで

(3) 受入停止日

受入施設、その他埋立地内の諸施設の事故及び修理の必要が生じた場合は、受入を停止することがあります。

また、天候の急変等により受入れの諸作業が不能となった場合及び受入建設発生土の貯留場所に余裕がなくなった場合についても、一時、受入を停止することがありますので、電話（03-3529-0281・受付時間9時から17時15分まで）で受入状況を確認してから搬入してください。

3 受入対象工事・受入土量及び土質基準

(1) 受入対象工事

東京都建設リサイクルガイドライン（令和6年4月、東京都建設副産物対策協議会）で定めるとおり、建設発生土対策部会の事務局において認定を受けた工事

(2) 受入土量

(1)の認定を受けた当該年度の土量の範囲内

なお、数年度にわたる工事については、毎年度、当該年度の認定を受けてください。

(3) 土質基準

受け入れる建設発生土は、別途定める「建設発生土の受入基準等」を全て満たすものとします。

4 受入料金

別途定める「建設発生土受入料金表」のとおり

5 申込みから搬入及び料金納付までの手続き（「フロー図」参照）

(1) 申込み

ア 申込先 東京港埠頭株式会社 技術部計画調整課
〒135-0064 江東区青海二丁目4番24号 青海フロンティアビル10階
電話 03-3599-7383 FAX 03-3599-7492

イ 申込者 受注者

ウ 申込様式 「建設発生土搬入申込書(様式1)」のほか、所定の必要資料を添付してください。
(「申込みに係る提出書類及び作成要領」のとおり)。

エ 受付休業日 毎週土曜日、日曜日、祝日(祝日振替日を含む)。
12月29日から翌年1月3日まで

オ 受付時間 9時から11時30分及び13時から16時30分まで
* 関係書類を全てそろえてお申込ください。

(2) 建設発生土搬入の申込方法

発注機関に建設発生土対策部会事務局の認定番号を確認してください。

「建設発生土搬入申込書(様式1)」及び添付書類は、契約書及び受入場所ごとに作成し、受付窓口
に提出してください。

申込みは、単年度ごとになります。

受付後、内容調査等を行い、東京都港湾局が受入れについて承諾した後、建設発生土搬入カード(以下「搬入カード」という。)を発行します。

書類締切日	搬入カード発行日	搬入可能日
*毎週 金曜日	翌週 金曜日	搬入カードを受け取った日から

なお、次年度も引き続き搬入する場合には、同一工事であっても、再度、申込みが必要です。その際、再度、発注機関に当該年度の認定番号を確認してください。

(3) 搬入カードの取扱い

ア 搬入カードは、第三者に譲渡できません。また、譲り受けた搬入カードは無効です。

イ 発行した搬入カードの紛失又は盗難等の場合は、直ちに東京港埠頭株式会社に連絡してください。

紛失又は盗難等されたカードの使用停止措置を行い、以後の搬入ができないようにいたします。ただし、この手続以前に搬入された建設発生土については、当該工事によるものとして累積計算します。必ず「建設発生土搬入カード紛失・盗難届(様式8)」を提出してください。

ウ 搬入カードは、機械処理しますので、折ったり汚したりしないでください。

エ 搬入カードは、1件工事ごとの1日当たり最大使用台数分を発行し、同一工事において、申込土量に達するまで繰り返し使用できますが、搬入期間は、当該年度内(3月31日まで)とします。

オ 搬入終了後は、搬入カードを返却してください。

(4) 建設発生土搬入変更申込書の提出

搬入承諾後、搬入土量及び搬入期間が変更になる場合は、「建設発生土搬入変更申込書(様式2)」を提出する必要があります。

土量の増減については、変更申込書の提出前に発注機関の監督員に建設発生土対策部会事務局の数量変更が終了しているか確認し、別途認定番号が発行されている場合は、認定番号を確認して東京港埠頭株式会社に連絡後、申込み手続きを行ってください。

また、土量が増えている場合、土壌分析が必要となる場合もありますので、事前に東京港埠頭株式会社にご相談ください。

搬入期間の延伸については、当初搬入期間内での変更手続きが必要となります。

申込土量を超過、又は搬入期間を超えてしまいますと搬入ができなくなりますので、早めに変更手続きを行ってください。

(5) 建設発生土搬入終了届の提出

搬入終了後は、「建設発生土搬入終了届(様式7)」を最終搬入日から1週間以内に提出してください。

工事内容、工程の関係上、最終搬入日から終了手続きまでに1週間以上過ぎてしまう場合は、理由書の提出をお願いする場合があります。

なお、書類の提出に当たっては、事前に電話等で搬入土量を確認し、郵送又は持参してください。

(6) 建設発生土搬入料金の納入(四半期ごと)

搬入実績に基づき、四半期ごとに東京都港湾局から納入通知書が送付されますので、納付期限までに支払をお願いします。

なお、搬入終了後は、「建設発生土搬入終了届(様式7)」の提出後、東京都港湾局から納入通知書が送付されますので、納付期限までに支払をお願いします。

納付期限までに支払がない(入金の確認ができない場合を含む。)場合は、所定の遅延損害金が発生するとともに、新たな搬入カードの発行や、搬入中の他の工事を含め、搬入カードを停止する場合がありますので注意してください。

※数年度にわたる工事につきましては、年度ごとの精算となります。当該年度土量分の「建設発生土搬入終了届(様式7)」を速やかに提出してください。

6 搬入方法

(1) 搬入車両

搬入ダンプ車は、荷台枠60cm以下の高さのものとし(差枠は使用できません。)

(2) 運搬時の注意

建設発生土の運搬にあたっては、過積載がないようにするとともに、積載物が飛散、流出又は落下しないように十分な措置を講じるなど、道路交通法規を遵守してください。

(3) 受入場所での注意

ア 受入場所に到着したときは、速やかに荷台のシートを取り除き、係員による建設発生土の検査を受けてください。検査の結果、係員が不相当と判断した場合は、直ちに搬出元の工事現場へ持ち帰ってください。

イ トラックスケール(台貫)の付近では無線機、携帯電話等を使用しないでください。

ウ 受入場所内では、係員の指示に従ってください。

(4) トラックスケールによる建設発生土の計量手順

ア 車両を入口トラックスケールに載せ、音声ガイダンスに従って「搬入カード」を操作ターミナルのカード挿入口に差し込んでください。

イ 音声ガイダンスに従って「搬入カード」を抜き取り、信号が青色なのを確認後、車両をトラックスケールから降ろしてください。

ウ 建設発生土を指定された場所に降ろしてください。

エ 車両を出口トラックスケールに載せ、音声ガイダンスに従って「搬入カード」を操作ターミナルのカード挿入口に差し込んでください。

オ 計量完了後、操作ターミナルにて「計量票」が発行されます。

カ 「搬入カード」を抜き取り、「計量票」を受け取ってください。

なお、「計量票」は、再発行できませんので、注意してください。

キ 信号が青色なのを確認後、音声ガイダンスに従って車両をトラックスケールから降ろしてください。

(5) トラックスケールの故障等

故障等でトラックスケールによる計量が不能となった場合等は、「台貫施設故障時搬入券」を発行いたします。

なお、みなし土量は、1トンあたりの換算数を1.8 m³とし、以下のとおりとします。

(例)

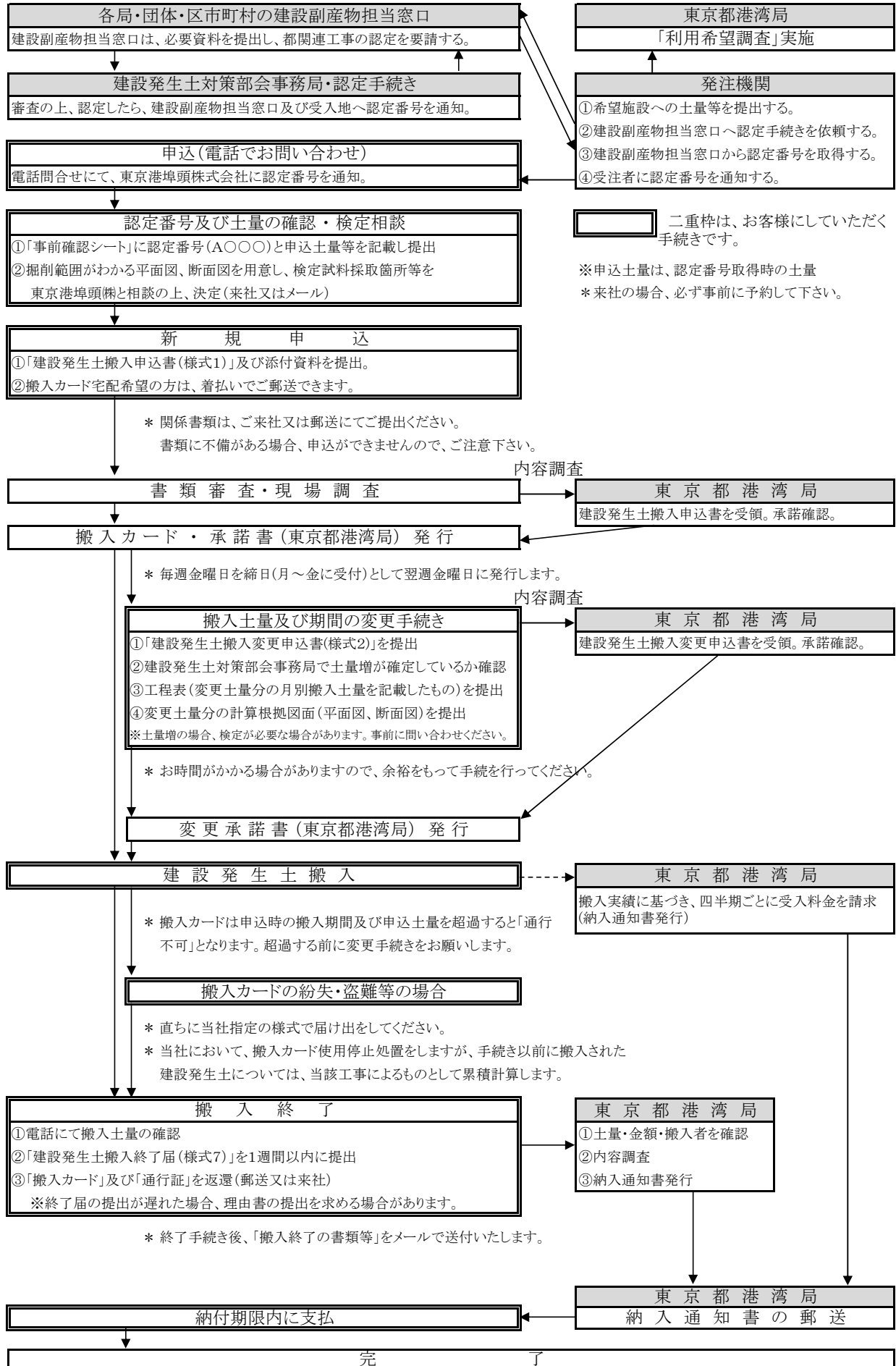
種 別	大 型 車	中 型 車	小型車1	小型車2
みなし計量	5.5 m ³	4.4 m ³	2.2 m ³	1.1 m ³

7 その他留意事項

虚偽の申込み、搬入カードの不正使用、その他受入条件に違反した場合は、当該申込みに係る建設発生土の搬入を停止するとともに、以後のカード発行はいたしません。

また、受入要領は随時改訂されますが、申込み後に受入要領の改訂があった場合は、改訂された内容が適用されます。

認定・申込・搬入・料金納入 フロー図



建設発生土受入料金表

地山 1 m³ 当たり

昼間：6, 222 円（消費税込み）

夜間：8, 007 円（消費税込み）

（注） 1 m³ 当たりの重量は、1.8 t とする。

建設発生土の受入基準等【A基準】

第1 受入れできない建設発生土は、以下のとおりとします。

- 1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)上の廃棄物に該当するもの
- 2 土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)の指定地域(指定予定を含む。)(※1)からの建設発生土(同法の対象から外れ、受入基準等を満たした建設発生土を除く。)
- 3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年12月22日東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)の「汚染処理計画書」及び「汚染拡散防止計画書」の区域(指定予定を含む。)から発生する建設発生土
- 4 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第105号)の対策地域(※2)に該当する工事からの建設発生土
- 5 表-1 建設発生土の受入基準(物理・化学性状)を満たさないもの
- 6 表-1 「産業廃棄物混入土砂」
(セメコン塊、アスコン塊、木片、金属くず、塩ビ、瓦、プラスチックなど)
「一般廃棄物混入土砂」
(ゴミ、塵埃、ビン、缶、草木など)
- 7 受入基準を超える建設発生土に化学的改良(不溶液や無害化)を加えたもの
- 8 土壌の置き換えを目的とした工事からの建設発生土
- 9 改良剤が含まれているもの
- 10 その他、東京都港湾局が不相当と認めるもの

※1 土壌汚染対策法の指定地域については、東京都環境局のホームページで確認ができます。

※2 ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域については、環境省のホームページで確認ができます。

第2 受入れできる建設発生土は、以下の条件を全て満たすものとします。

- 1 建設発生土の物理性状に係る受入基準
表-1 「含水比・最大径・臭気」の基準を満たすもの
- 2 建設発生土の化学性状に係る受入基準
 - (1) 表-1 試験項目及び判定基準を全て満たすもの
 - (2) 全ての工事で、土壌検定試験書、並びに土壌調査書を提出してください。
 - 工事の内容等で採取地点及び採取試料数を示しますので、必ず事前に工事内容、掘削土量、施工図面(施工延長及び面積がわかる図面)をご用意の上、東京港埠頭株式会社に検定相談を受けてください。
なお、工事箇所が複数ある場合、それぞれの箇所で土壌検定試験が必要となる場合があります。
 - 採取地点、採取深度、必要採取試料(検定)数は、東京港埠頭株式会社が示す内容について発注者と合意した内容になります。
 - 既に掘削して仮置きしている土砂、検査結果前に掘削した土砂は受入できません。
 - 地点均等混合方式で試料採取した検定結果では、受付できませんので注意してください。
 - 他の建設発生土受け入れ施設で分析した結果は使用できません。

- 申込後に土量が増加する場合には、新たに検定が必要となる場合があります。
- 検査結果状況によっては土量の追加をお断りする場合があります。

① 土壌検定試験書の提出

試験結果は、計量証明書（ダイオキシン類溶出試験の結果については、報告書等）で提出してください（申込日より1年以内に発行されたもの）。ただし、本受入要領と採取方法・判定基準が同じであること。

また、ダイオキシン類の分析結果にはチャート図等も添付してください。

ア 検定内容

上記検定相談により決定した採取場所、採取数にそって、表-1に定める化学性状について、土壌検定試験を実施し、「土壌検定試験書(様式3)」及び「試料採取位置図」を提出してください。

イ 試料採取方法

土壌検定試験の必要検体数及び採取位置は、次のとおり区分し設定します。

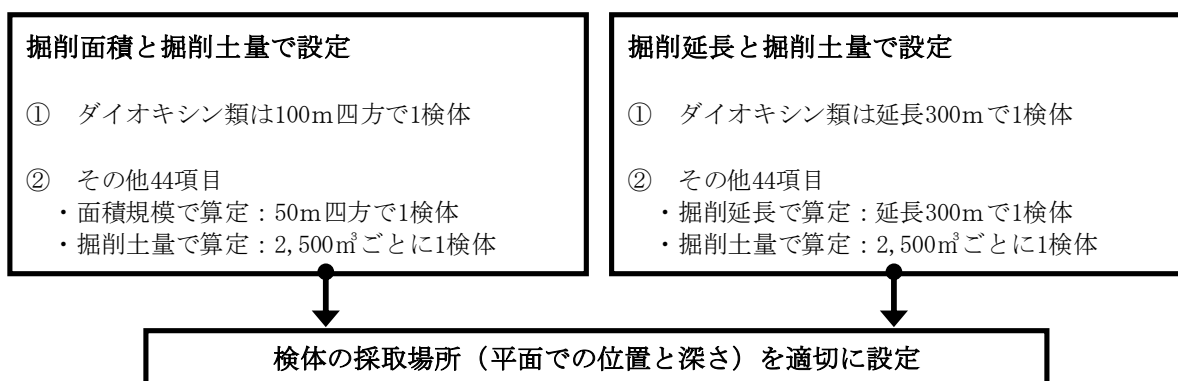
(ア) 区分内容

- (a) 面的工事（建築基礎工事等）
- (b) 線的工事（トンネル工事、道路・管路等の工事）

(イ) 試料採取箇所

(a) 面的工事（建築基礎工事）

(b) 線的工事（トンネル工事等）*1)



*1) ここで言う「線的工事」とは、トンネル工事、道路及び管路等の工事で、50mメッシュ及び100mメッシュによることが適切でない工事をいう。

(ウ) 試料採取深度

原則として、ダイオキシン類については、地山の地表面(土層最上面)から5cm前後の箇所での採取とします。

ダイオキシン類以外は、地山の地表面(土層最上面)から50cm前後の箇所での採取とします。トンネル工事等地中内の掘削工事の場合は、断面内又はその付近での採取とします。

② 土壌調査書の提出

発注機関の担当者が、「土壌調査書(様式4)」に工事現場の状況等を記入して提出してください。

3 土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき届出及び調査を行っている場合は、その写しを提出してください。

また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の施行に伴う所有地に係る土壌汚染対策について」(平成13年9月28日付13環改有第167号環境局長通知)に基づく事前協議を行って

いる場合は、その写しを提出してください（手続完了を確認できない敷地内の建設発生土は受入れできません）。

- 4 土質区分は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号)に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(令和5年5月26日国土交通省令第6号)の別表第一における第一種、第二種、第三種建設発生土(表-2)に該当するもの。

表-1 建設発生土の受入基準(物理・化学性状)

【A基準】

物理性状	含水比	含水比の高いものは不可
	最大径	30cm以下のもの
	臭気	悪臭を放たないこと
	産業廃棄物混入土砂 セメコン塊、アスコン塊 木片、金属くず、塩ビ、瓦、 プラスチックなど	不可
	一般廃棄物混入土砂 ゴミ、塵埃、ビン、缶、草木など	不可

		試験項目	判定基準
化学性状	溶出試験	(1) 水銀又はその化合物	水銀 0.005 mg/ℓ以下
		(2) カドミウム又はその化合物	カドミウム 0.1 mg/ℓ以下
		(3) 鉛又はその化合物	鉛 0.1 mg/ℓ以下
		(4) 六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/ℓ以下
		(5) ヒ素又はその化合物	ヒ素 0.1 mg/ℓ以下
		(6) シアン化合物	シアン 1.0 mg/ℓ以下
		(7) アルキル水銀化合物	アルキル水銀 検出されないこと
		(8) 有機リン化合物	有機リン化合物 1.0 mg/ℓ以下
		(9) PCB	PCB 0.003 mg/ℓ以下
		(10) 銅又はその化合物	銅 3.0 mg/ℓ以下
		(11) 亜鉛又はその化合物	亜鉛 2.0 mg/ℓ以下
		(12) ふっ化物	ふっ素 15.0 mg/ℓ以下
		(13) トリクロロエチレン	トリクロロエチレン 0.3 mg/ℓ以下
		(14) テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン 0.1 mg/ℓ以下
		(15) ベリリウム又はその化合物	ベリリウム 2.5 mg/ℓ以下
		(16) クロム又はその化合物	クロム 2.0 mg/ℓ以下
		(17) ニッケル又はその化合物	ニッケル 1.2 mg/ℓ以下
	(18) バナジウム又はその化合物	バナジウム 1.5 mg/ℓ以下	
	(19) ジクロロメタン	ジクロロメタン 0.2 mg/ℓ以下	
	(20) 四塩化炭素	四塩化炭素 0.02 mg/ℓ以下	
	(21) 1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン 0.04 mg/ℓ以下	
	(22) 1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン 1.0 mg/ℓ以下	
	(23) シス-1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg/ℓ以下	
	(24) 1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン 3.0 mg/ℓ以下	
	(25) 1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン 0.06 mg/ℓ以下	
	(26) 1,3-ジクロロプロペン	1,3-ジクロロプロペン 0.02 mg/ℓ以下	
	(27) チウラム	チウラム 0.06 mg/ℓ以下	
	(28) シマジン	シマジン 0.03 mg/ℓ以下	
	(29) チオベンカルブ	チオベンカルブ 0.2 mg/ℓ以下	
	(30) ベンゼン	ベンゼン 0.1 mg/ℓ以下	
	(31) セレン又はその化合物	セレン 0.1 mg/ℓ以下	
	(32) 1,4-ジオキサン	1,4-ジオキサン 0.5 mg/ℓ以下	
	(33) ダイオキシン類	ダイオキシン類 10 pg-TEQ/ℓ以下	
	(34) 油分	油分 15.0 mg/ℓ以下 (投入処分時に視認できる油分が生じないこと)	
含有試験	(35) 有機塩素化合物	塩素 40.0 mg/kg以下	
	(36) 水銀	水銀 25 mg/kg未満	
	(37) PCB	PCB 10 mg/kg未満	
	(38) ダイオキシン類	ダイオキシン類 150 pg-TEQ/g以下	
	(39) カドミウム又はその化合物	カドミウム 1,500 mg/kg以下	
	(40) 六価クロム化合物	六価クロム 2,500 mg/kg以下	
	(41) シアン化合物	シアン 500 mg/kg以下	
	(42) セレン又はその化合物	セレン 1,500 mg/kg以下	
	(43) 鉛又はその化合物	鉛 1,500 mg/kg以下	
	(44) ヒ素又はその化合物	ヒ素 1,500 mg/kg以下	
(45) ふっ化物	ふっ素 40,000 mg/kg以下		
(46) ほう素又はその化合物	ほう素 40,000 mg/kg以下		

注1: 化学性状の各試験項目の検定方法

- 1 項目(1)～(32)、(35)は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日号外環境庁告示第14号(令和2年6月4日環境庁告示第56号改正))又は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日環境庁告示第13号(令和2年3月30日環境省告示第35号改正))による。
- 2 項目(33)は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日号外環境庁告示第14号(令和2年6月4日号外環境省告示第56号改正))による。
- 3 項目(34)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」(昭和51年2月27日環境庁告示第3号(令和2年3月30日号外環境省告示第35号改正))による。または、平成19年8月14日環境省公布による「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法の当面の扱いについて」環廃産発第070814001号、環地保発第070814001号による。
- 4 項目(36)～(37)は、「底質調査方法」(平成24年8月8日環水大水発第120725002号)による。
- 5 項目(38)は、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(令和4年3月環境省水・大気環境局水環境課)による。
- 6 項目(39)～(46)は、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第19号(平成31年3月20日環境省告示第51号改正))による。

注2: 含水比の判断

当分の間、第三種建設発生土以上を対象とすることから、粘性土であって、通常の施工性が確保されるか疑わしい場合は、地山状態でコーン指数を測定し400kN/m²以上であることを確認するものとする。

表-2 建設発生土の区分と主な用途

区 分	主な用途
第一種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるものをいう)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるものをいう)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料

建設発生土の受入基準等【B基準】

第1 受入れできない建設発生土は、以下のとおりとします。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）上の廃棄物に該当するもの
- 2 土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）の指定地域（指定予定を含む。）（※1）からの建設発生土（同法の対象から外れ、受入基準等を満たした建設発生土を除く。）
- 3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年12月22日東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）の「汚染処理計画書」及び「汚染拡散防止計画書」の区域（指定予定を含む。）から発生する建設発生土
- 4 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）の対策地域（※2）に該当する工事からの建設発生土
- 5 表3建設発生土の受入基準（物理・化学性状）を満たさないもの
- 6 表3「産業廃棄物混入土砂」
（セメコン塊、アスコン塊、木片、金属くず、塩ビ、瓦、プラスチックなど）
「一般廃棄物混入土砂」
（ゴミ、塵埃、ビン、缶、草木など）
- 7 受入基準を超える建設発生土に化学的改良（不溶液や無害化）を加えたもの
- 8 土壌の置き換えを目的とした工事からの建設発生土
- 9 改良剤が含まれているもの
- 10 その他、東京都港湾局が不相当と認めるもの

※1 土壤汚染対策法の指定地域については、東京都環境局のホームページで確認ができます。

※2 ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域については、環境省のホームページで確認ができます。

第2 受入れできる建設発生土は、以下の条件を全て満たすものとしてします。

- 1 建設発生土の物理性状に係る受入基準
表3「含水比・最大径・臭気」の基準を満たすもの
※含水比の判断：当分の間、第三種建設発生土以上を対象とすることから、粘性土であつて、通常の施工性が確保されるか疑わしい場合は、地山状態でコーン指数を測定し400kN/m²以上であることを確認するものとする。
- 2 建設発生土の化学性状に係る受入基準
 - (1) 表3「試験項目」及び「判定基準」を全て満たすもの
 - (2) 全ての工事で、土壤検定試験書、並びに土壤調査書を提出してください。
 - 工事の内容等で採取地点及び採取試料数を示しますので、必ず事前に工事内容、掘削土量、施工図面（施工延長及び面積がわかる図面）をご用意の上、東京港埠頭株式会社に検定相談を受けてください。
なお、工事箇所が複数ある場合、それぞれの箇所ですら土壤検定試験が必要となる場合があります。
 - 採取地点、採取深度、必要採取試料（検定）数は、東京港埠頭株式会社が示す内容につ

いて発注者と合意した内容になります。

- 既に掘削して仮置きしている土砂、検査結果前に掘削した土砂は受入できません。
- 他の建設発生土受入施設で分析した結果は使用できません。
- 申込後に土量が増加する場合には、新たに検定が必要となる場合があります。
- 検査結果状況によっては土量の追加をお断りする場合があります。

① 土壤検定試験書の提出

試験結果は、計量証明書及び検査結果報告書を提出してください(申込日より1年以内に発行されたもの)。ただし、本受入要領と採取方法・判定基準が同じであること。

また、ダイオキシン類の分析結果にはチャート図等も添付してください。

ア 検定内容

上記検定相談により決定した採取場所、採取数にそって、表3に定める化学性状について、土壤検定試験を実施し、「土壤検定試験書(様式3)」及び「試料採取位置図」を提出してください。

イ 試料採取方法(5地点混合方式)

土壤検定試験の必要検体数及び採取位置は、次のとおり区分し設定します。

(ア) 区分内容

- (a) 面的工事(建築基礎工事等)
- (b) 線的工事(トンネル工事、道路・管路等の工事)*1

* ここで言う「線的工事」とは、トンネル工事、道路及び管路等の工事で、100mメッシュによることが適切でない工事をいう。

(イ) 試料採取箇所及び採取方法

(a) 面的工事(建築基礎工事等)

① ダイオキシン類

- 1 検体を地山から採取する。

(掘削平面)

- 中心及び周辺の4方位の5m~10mまでの間からそれぞれ1箇所ずつ、合計5箇所(地点)で試料を採取し、これを等量混合し、1検体とする。

(掘削断面)

- 地山の地表面(土層最上面)から5cm前後の部分採取する。

② その他試験項目

- 5地点混合方式で行い、これを等量混合し、5,000 m³毎に1検体とする。

(掘削平面)

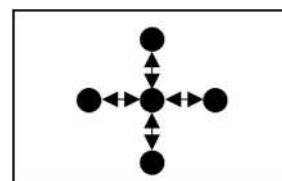
- 現場内で偏らないよう5地点で採取する。

(掘削断面)

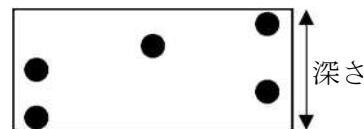
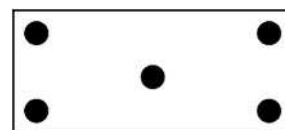
- 採取深さは、地山の地表面(土層最上面)から掘削床付け部分まで均等に採取する。

(例) 掘削深さ5mの場合

● 試料採取位置



● 試料採取位置



GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取する。

(b) 線の工事（トンネル工事、道路・管路等の工事）

① ダイオキシン類

○ 1 検体を断面内又はその付近から 5cm までの部分を採取する。

○ 合計 5 箇所（地点）で試料を採取し、これを等量混合し、1 検体とする。

② その他試験項目

○ 5 地点混合方式で行い、これを等量混合し、5000 m³ごとに 1 検体とする。

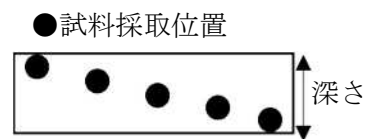
（掘削平面）

○ 延長方向に均等に 5 地点で採取する。



（掘削断面）

○ 採取深さは、始点から終点までの間で、地山の地表面（土層最上面）から掘削床付け部分まで均等に採取する。



② 土壌調査書の提出

発注機関の担当者が、「土壌調査書(様式4)」に工事現場の状況等を記入して提出してください。

3 土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき届出及び調査を行っている場合は、その写しを提出してください。

また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の施行に伴う都営地に係る土壌汚染対策について」（平成 13 年 9 月 28 日付 13 環改有第 167 号環境局長通知）に基づく事前協議を行っている場合は、その写しを提出してください（手続完了を確認できない敷地内の建設発生土は受入れできません）。

4 土質区分は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（令和 5 年 5 月 26 日国土交通省令第 6 号）の別表第一における第一種、第二種、第三種建設発生土（表 4）に該当するもの。

表 4 建設発生土の区分と主な用途

区 分	主な用途
第一種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるものをいう)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるものをいう)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料

表3 建設発生土の受入基準(物理・化学性状)

【B基準】

物理性状	試験項目		判定基準
	含水比		含水比の高いものは不可
最大径		30cm以下のもの	
臭気		悪臭を放たないこと	
産業廃棄物混入土砂 セメコン塊、アスコン塊、木片、金属くず、塩ビ、瓦、プラスチックなど		不可	
一般廃棄物混入土砂 ゴミ、塵埃、ビン、缶、草木など		不可	
化学性状	試験項目		判定基準
	溶出試験	(1) アルキル水銀化合物 (2) 水銀及びその化合物 (3) カドミウム及びその化合物 (4) 鉛及びその化合物 (5) 有機リン化合物 (6) 六価クロム化合物 (7) ヒ素及びその化合物 (8) シアン化合物 (9) ポリ塩化ビフェニル (10) ふっ素及びその化合物 (11) トリクロロエチレン (12) テトラクロロエチレン (13) ジクロロメタン (14) 四塩化炭素 (15) 1,2-ジクロロエタン (16) 1,1-ジクロロエチレン (17) 1,2-ジクロロエチレン (18) 1,1,1-トリクロロエタン (19) 1,1,2-トリクロロエタン (20) 1,3-ジクロロプロペン (21) チウラム (22) シマジン (23) チオベンカルブ (24) ベンゼン (25) セレン及びその化合物 (26) ほう素及びその化合物 (27) クロロエチレン (28) 1,4-ジオキサン (29) ダイオキシン類	アルキル水銀 水銀 カドミウム 鉛 有機リン化合物 六価クロム ヒ素 シアン PCB ふっ素 トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン ほう素 クロロエチレン 1,4-ジオキサン ダイオキシン類
含有試験	(30) 水銀及びその化合物 (31) カドミウム及びその化合物 (32) 鉛及びその化合物 (33) 六価クロム化合物 (34) ヒ素及びその化合物 (35) シアン化合物 (36) ふっ素及びその化合物 (37) セレン及びその化合物 (38) ほう素及びその化合物 (39) ダイオキシン類	水銀 カドミウム 鉛 六価クロム ヒ素 遊離シアン ふっ素 セレン ほう素 ダイオキシン類	15 mg/kg以下 45 mg/kg以下 150 mg/kg以下 250 mg/kg以下 150 mg/kg以下 50 mg/kg以下 4,000 mg/kg以下 150 mg/kg以下 4,000 mg/kg以下 150 pg-TEQ/g以下

注： 化学性状の各試験項目の検定方法

- 項目(1)～(27)は、「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)別表第4及び「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第18号(平成31年3月20日環境省告示第51号改正))による。
- 項目(28)は、「土壤環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号(令和2環告44))による。
- 項目(29)は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日号外環境庁告示第14号(令和2年6月4日号外環境省告示第56号改正))による。
- 項目(30)～(38)は、「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)別表第5及び「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第19号(平成31年3月20日環境省告示第51号改正))による。
- 項目(39)は、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(令和4年3月改定)」による。

申込みに係る提出書類及び作成要領

様式は、東京港埠頭株式会社ホームページから入手してください。

ホームページアドレス <http://www.tptc.co.jp/>

(建設発生土有効利用→受入要領・提出書類を参照)

1 提出書類

- (1) 「建設発生土搬入申込書 (様式1)」
- (2) 「計算根拠図面 (平面図・断面図)」
- (3) 「全体工種別工程表 (月別搬入予定土量含む。)」
- (4) 「土壌検定試験書 (様式3)」・「土壌調査書 (様式4)」
- (5) 「発生場所案内図」・「契約書正本の写し」・「特記仕様書の写し」
- (6) 「使用車両登録番号表 (様式6)」
- (7) 「法令等に基づく届出書等の写し」

2 作成要領

(1) 建設発生土搬入申込書 (様式1)

① 申込者

公共工事等の受注者名を記入してください。会社名 (フリガナ) と代表者の氏名を記入し、契約者印を押印してください。ただし、JVの場合は、JV名 (フリガナ) と代表会社名を記入し、代表会社の契約者印を押印してください。

なお、契約時の契約者が変更になった場合は、速やかに変更届を提出してください。

② 納入通知書送付先

東京都から発送される納入通知書の送付先を記入してください。原則として①の申込者と同一となりますが、同一社内に限り送付先の指定は可能です。JVの場合は、代表会社または現場事務所を記入してください。

なお、工事終了等に伴う事務所閉鎖等により送付先が変更になる場合は、事前に連絡してください。

③ 建設発生土発生場所

契約書又は特記仕様書に記載された工事場所を記入してください。

④ 発注公共団体

発注機関名、住所及び担当課長名を記入し、課長印 (公印・私印どちらでも可) を押印してください。

⑤ 法令に基づく届出

土壌汚染対策法 (平成14年5月29日法律第53号) 及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年12月22日東京都条例第215号) に基づく届出若しくは調査の実施の有無について該当する欄に丸印をつけてください。

⑥ 搬入期間

搬入開始日から契約書の工期末 (当該年度内、最大3月31日) までの範囲内です。期間を過ぎると搬入カードが使用停止になりますので、搬入期間を変更される場合は「建設発生土搬入変更申込書 (様式2)」及び発注機関による変更工期が記載された契約変更書類、工程表等を速やかに提出し、事前に承諾を得てください。

- ⑦ 年度内申込土量
年度内に搬入予定の土量を記入してください。(認定時の土量を超えての申込はできません)
- ⑧ 年度内納入予定額
年度内申込土量に対する納入予定金額を記入してください。
- ⑨ 旧整理番号
昨年度からの引き続きの工事の場合、10桁の昨年度の整理番号を記入してください。
- ⑩ 使用車両
1日の最大使用車両台数を実台数で記入してください。延べ台数ではありません(例:10台で3往復を予定→“10台”)。
お渡しする搬入カード(パンチカード)の枚数になります。
- (2) 計算根拠図面(平面図・断面図)
搬入土量の計算根拠となる「掘削計画図」等の平面図及び断面図(概算の土量計算ができる図面)を添付してください。申込土量に対応する掘削範囲がわかるようにしてください。
特記仕様書又は設計書等に処分土量の記載がある場合は、上記内容が記載された資料を提出してください。
- (3) 全体工種別工程表(月別搬入予定土量含む。)
工程表は、工事のしゅん工までの全体の工種別工程表に月別の搬入予定土量を記入してください。
- (4) 土壌検定試験書(様式3)及び土壌調査書(様式4)
必ず両方とも提出してください。詳細は「建設発生土の受入基準等」の項を参照してください。
土壌検定試験書(様式3)には、計量証明書等(本書。コピー不可)と試料採取位置図を添付してください。
土壌調査書の記入は、発注機関の監督員が行ってください。
- (5) 発生場所案内図・契約書正本の写し・特記仕様書の写し
ア 発生場所案内図
イ 契約書正本の写し発注者及び受注者双方の印が確認できる契約書正本の写し(件名、工事場所、契約期間記載箇所が明記された箇所)を添付してください。
ウ 特記仕様書の写し 建設発生土の処分地及び処分土量等が明記されている部分の写しを添付してください。
建設発生土の指定処分地や処分土量に変更があった場合は、変更が記載された書類も提出してください。
- (6) 使用車両登録番号表(様式6)
使用予定車両の登録番号、所属会社名を記入してください。
※必ず、申込書の使用車両欄に記入した1日の最大使用車両台数以上の車両登録をしてください。
- (7) 法令等に基づく届出書等の写し
土壌汚染に基づく届出若しくは調査の有無について、有とした場合に「法令等に基づく届出書等の写し」を提出してください。
基準超過が確認されなかった場合(法令等の手続きが完了している場合)「土地利用の履歴調査届出書(受付済)の写し、調査結果、工事場所との照合ができる添付図面」又は土壌汚染状況報告書(受付済)の写し、調査結果、工事場所と照合できる添付図面」を提出してください。
基準超過が確認されている場合や環境局と調整されている場合は、申込前に事前相談を行ってください。

3 電子契約の場合

電子契約を行っている場合の「工事請負契約書正本の写し」については、電子ファイルを印字した契約書とその他関連する資料（当該契約に関し、受注者が代表者印を用いて発注者と交わした文書等の写し）を提出してください。

また、建設発生土搬入申込書への押印は、受注者の代表者印を押印してください。

建設発生土搬入カード使用上の注意事項

建設発生土搬入カード（以下「カード」という。）を使用する際は、以下の点にご注意ください。

1 カードはシステムで管理されています。

- ① カードは、受入地別、受入種別（昼用、夜用等）等により色分けされています。
- ② カードには、工事ごとの整理番号等の情報をもたせ、これを台貫、システムと連結しています。
- ③ カードは、1件工事ごとの1日当たり最大使用車両枚数分の枚数を発行します。
同一工事のカードは共通情報をもっており、計量する度に搬入合計土量、申込土量に対する搬入可能土量等を印字した「計量票」を交付します。
公共工事の場合、この「計量票」の提出を求められる場合がありますので、提出の有無については、東京都各局等の発注元に確認してください。

2 使用できないカード

正規のカード以外は使用できません。

次のようなカードでは搬入できません。

また、違法行為が明らかな場合、適正な法的手段を取ります。

- ① 明示された搬入地以外のカード
- ② 申込時の搬入期間を過ぎているカード
- ③ 1件工事の搬入申込土量をオーバーしているカード
- ④ 紛失・盗難届があるカード

3 カードについて

- ① カードを折り曲げたり、直射日光のあたる所に放置したりしないでください。
- ② 同一工事であれば、車両を変更しても搬入できます。
- ③ 同一工事において、申込土量に達するまで繰り返し搬入できます。
- ④ 搬入終了後は、カードを返却してください。

4 建設発生土搬入等の流れ

